

## ケアプラン作成からサービス開始まで

認定結果をもとに、「サービスを利用する方に、いつ・どのようなサービスが・どのくらい必要か」というケアプランを作成します。

### 在宅でサービスを利用する場合

#### 要支援1・2の方

##### 地域包括支援センターへ依頼・相談

お住まいの地域により、担当の地域包括支援センターが決まっています。  
必要に応じ、本人にあったプランを相談・作成します。

- 地域包括支援センターと契約
- 本人または地域包括支援センターが「居宅介護予防サービス計画作成依頼届出書」を区に提出します。

#### 介護予防ケアマネジメント

##### アセスメント

本人の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、どんなサービスが必要かを検討します。

##### 介護予防ケアプランの作成

生活機能の改善や向上に向け、具体的な目標を設定し、達成するためのプランを本人・家族、サービス事業者などと一緒に検討します。

##### 介護予防ケアプランの決定

目標を達成するためのサービスの種類や回数を調整、本人・家族の同意の上で、本人に合ったプランを確定します。ケアプラン作成費用はかかりません。

#### サービス事業者と契約

介護予防サービス（介護予防給付）  
の利用開始

介護予防・生活支援サービス事業  
の利用開始

要支援1・2の方は、「介護予防サービス（介護予防給付）」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。